



2016年
(平成28年) 1月24日 日曜日

自然葬 高まる関心



自然葬アドバイザーの講座で使用される教材（提供写真）

海や樹木などに散骨する自然葬への関心が高まっている。一方、知識が不十分なために、散骨を行つハーデルは依然として高い。散骨に関する具体的な法律は存在しないものの、規制の対象になることも。このような状況の中、自然葬の専門家を養成する団体も出てきており、新たな動きとして注目されている。（岩崎歩）

■どう散骨すれば

「埋葬または焼骨の埋蔵は未化にした遺灰を海や山などにまく方式。しかし、「散骨の仕方が分からぬ」と断念する人も少なくない。さいたま市の60代男性は生前、散骨を求めていた妻が他界し、法律が入り組んでいてどうすれば散骨ができるのか分からぬ

「粉末化せずに散骨するなど、散骨に関する具体的な規制はない。厚生労働省の担当者は、葬等に関する法律があるが、それを守らなければ法律に抵触し得るため、自治体に相談するなど情報収集をしてほ

い」と嘆いた。

海や樹木などに散骨する自然葬への関心が高まっている。一方、知識が不十分なために、散骨を行つハーデルは依然として高い。

散骨に関する具体的な法律は存在しないものの、規制の対象になることも。このような状況の中、自然葬の専門家を養成する団体も出てきており、新たな動きとして注目されている。（岩崎歩）

知識不足でトラブルも

自治体は条例を制定

高額な費用がかかる墓への納骨に比べ、自然葬は維持費がかからず比較的安価で済ませることができる。また、墓を継承、維持する必要がない

定した条例を施行。市の担当者は「自然葬への関心が高まる中、トラブルを未然に防ぐ目的」としている。

■専門家養成の講座も

担当者の米山英明マネジャーは「アドバイザーは自然葬に関心がある人に情報を提供し、業者などを調整する仲介役として期待されている」と講座の意義を語っている。

しい。国としては各地域の実情に応じて対応してもらうといふスタンス」という見解を示している。正しい知識がないまま散骨を行つと、トラブルに発展する場合も。県外では遺灰を粉末化しなかつたり、水田地域に散骨して住民などに訴えられた例がある。秩父市は墓地以外の場所に散骨できる場所を無断で山に設けたことが背景にある。本庄市も「良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない」などと、散骨場を設置する場合などを想定した条例を施行。市の担当者は「自然葬への関心が高まる中、トラブルを未然に防ぐ目的」としている。

講座の受講料は2万5千円、会費（2年間有効）5千円。問い合わせは、自然葬アドバイザー認定委員会（☎0123・66・2004）へ。